別記第1号様式（第3条関係）

未来企業育成事業委託契約書

　公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、「（共同研究テーマ名）」に関する未来企業育成事業の委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 業務名　「（共同研究テーマ名）」に関する共同研究。

（２）業務の内容及び経費　別添未来企業育成事業共同研究実施計画書（以下「実施計画書」という。）のとおり。

（履行期限）

第２条　乙は、前条に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を令和　　年　月　　日までに完了するものとする。

（処理の方法）

第３条　乙は、委託業務を別添実施計画書に記載された内容に従って実施しなければなら

ない。

（委託費）

第４条　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金　　　　千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、第７条第１項の規定により確定した金額を乙に支払うものとする。

（状況報告）

第５条　乙は、委託業務の遂行状況について、未来企業育成事業遂行状況報告書（別記第１号様式。以下「遂行状況報告書」という。）を甲が指定する日までに甲に提出するものとする。

（実績報告）

第６条　乙は、委託業務を完了したときは、その事業の成果を記載した未来企業育成事業実績報告書（別記第２号様式。以下「実績報告書」という。）及び証拠書類を令和　　年　　　　　　月　　日までに甲に提出するものとする。

（確認等）

第７条　甲は、乙から実績報告書の提出があったときは、これを検査し、適当と認めたときは当該実績報告書の引き渡しを受け、支払うべき金額を確定し、乙に通知するものとする。

２　甲は、前項の検査の結果不適当と認めたときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

３　甲は、乙が委託費を他の用途に使用したとき、委託の条件に違反したとき、又は委託業務に要した経費の額が委託費の額に満たなかったときは、委託費の全部又は一部を支払わないことができる。

（委託費の支払）

第８条　乙は、前条の通知を受けたときは、甲に対して委託費の支払請求書（別記第３号様式）を提出するものとする。

２　甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から３０日以内に委託費を乙に支払うものとする。

３　甲は、約定期間内に委託金額を支払わないときは、乙に対して未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）を乗じて計算した額（１００円未満の端数があるとき又は１００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（調査等）

第９条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、実地調査することができる。

２　乙は、委託業務完了後５年間、毎年４月２０日までに成果の事業化等に関する未来企業育成事業完了後報告書（別記第４号様式。以下「完了後報告書」という。）を提出するものとし、甲が必要に応じて実施する実地調査に、乙は誠実に協力することとする。

（計画の変更）

第１０条　乙は、別添実施計画書に記載された内容を変更しようとするときは、未来企業育成事業計画変更承認申請書（別記第５号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を甲に提出し、甲と協議の上この契約の一部の変更を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる場合、計画変更承認申請書の提出を要しない。

（１）研究開発の目的を損なうことなく、実施計画の細部の内容を変更する場合。

（２）委託費の２０パーセント未満の増減となる内容の変更をする場合。

（３）一以上の対象経費において、２０パーセント未満の配分変更となる内容の変更をする場合。

（甲の解除権）

第１１条　甲は、次の各項のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は履行期限までにこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」と言う。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　乙が、委託業務の一部の第三者への再委託契約等の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の第三者への再委託契約等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（４）乙から次条の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

（委託業務の中止又は廃止）

第１２条　乙は、天変地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、未来企業育成事業委託業務中止（廃止）申出書（別記第６号様式。）を甲に提出し、甲と協議の上この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うものとする。

（損害賠償）

第１３条　乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（書類の整備）

第１４条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託業務の完了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（知的財産権等の帰属）

第１５条　委託業務の成果に係る知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）は、次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に連携体（乙又は連携体構成企業・機関、以下同じ）に帰属するものとする。

（１）乙は、連携体が当該知的財産権等に関して出願・申請等の手続きを行った場合、遅滞なく所定の様式により甲に報告する。

（２）乙は、甲又は県が公共の利益のために特に必要があるとして求める場合には、無償で当該知的財産権等を実施する権利を甲に許諾する。

（３）乙は、当該知的財産権等を正当な理由なく相当期間活用していない場合において、甲が特に必要があるとして求める場合には、適正な価格で当該知的財産権等を実施する権利を第三者に許諾する。

（４）当該知的財産権等の取得、維持及び保全に関する事務処理は、連携体が行うものとする。また、これに伴う経費負担については、甲が負担しないこととする。

（知的財産権等の報告）

第１６条　乙は、連携体が委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から６０日以内に、産業財産権出願通知書（別記第７号様式）を甲に提出しなければならない。

２　乙は、連携体が第１項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から６０日以内に、産業財産権通知書（別記第８号様式）を甲に提出しなければならない。

３　乙は、連携体において委託業務に係るプログラム等が得られた場合には、当該プログラム等が完成した日から６０日以内に、著作物通知書（別記第９号様式）を甲に提出しなければならない。

４　乙は、委託業務に係る知的財産権を連携体が自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、甲に対して知的財産権実施届出書（別記第１０号様式）を遅延なく提出しなければならない。

（収益納付）

第１７条　甲は、完了後報告書により、当該委託事業の実施結果の企業化、産業財産権等

実施権の設定その他当該委託事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めたときは、委託額の全部又は一部に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（研究成果の公表）

第１８条　甲は、委託業務の成果の全部又は一部を公表することができる。ただし、乙が、業務上の支障を理由に甲に対し共同研究成果を公表しないように申し入れたときは、公表の時期及び内容について甲乙協議して定めるものとする。

（その他）

第１９条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として、この契約書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　和歌山県和歌山市本町二丁目１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人わかやま産業振興財団

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

　　　　　　　　　　　　　　　　乙